

国土交通省における主なテロ対策(平成17年4月時点)

(連絡先)
国土交通省危機管理室
電話 03-5253-8111(代表)
内線 57703~5

平成13年9月の米国同時多発テロ事件、平成16年3月のスペイン・マドリードでの列車爆破テロ事件など、交通機関等を標的とするテロ事件が世界で相次いでいる。航空、鉄道等の交通機関やダム、道路、港湾等の重要施設は日々の国民生活や経済活動を支える重要な基盤であり、これらの安全確保は国土交通省の重要な任務となっている。このような状況を受け、国土交通省では、交通機関や重要施設等における警戒警備の強化等を実施し、これらの安全確保に全力を挙げて取り組んでいる。

【全般】

<u>交通機関における警戒強化</u>
・ 運転室等の保安の強化
・ 職員、ガードマン等による巡回・警備の実施
・ 不審物・不審者等発見に係る旅客への協力要請 等
<u>重要施設(空港、港湾、道路、ダム等)における警戒強化</u>
・ 職員、ガードマン等による巡回等の実施
・ 不審物・不審者等発見に係る旅客への協力要請 等
<u>海上保安庁による警戒強化</u>
<u>関係省庁等との間における連携強化、迅速な情報の共有化</u>
・ 警察等との協力による警戒強化 等
<u>有効な事前情報の入手及び関係者への迅速な伝達、指示</u>
<u>事件発生時の連絡、救助体制の再確認・周知、訓練の実施</u>
<u>緊急時対応のマニュアルの整備・点検</u>
<u>テロ対策に係る国際的な連携・協力</u>
・ G8、国際海事機関(IMO)、国際民間航空機関(ICAO)等
<u>テロ対策の総点検の実施</u>

【分野毎の主なテロ対策の一覧】

航 空	<p>フェーズEの恒久化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェーズE(平成16年3月までの空港警戒体制の最高水準)を「レベル 」として恒久化。(平成17年4月～) ・特定の対象への脅威が高まった場合の措置を、「レベル 」及び「レベル 」として設定。
	<p>空港警備の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港管理者に対する警備の徹底を指示 ・主要空港における場周フェンスの強化、センサーの設置 等 ・保安体制に対する査察の強化 ・空港管理者等によるハイジャック・航空機テロの防止措置に関する保安計画の策定を法令上規定 ・各国際空港に国土交通省、警察、入管、税関等をメンバーとする「空港保安委員会」を設置し、関係機関の連携を強化
	<p>手荷物等に対する保安強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液体物検査装置の導入 ・受託手荷物に対するインライン検査システム()の導入 ()危険物を自動的に探知するとともに、爆発物検査も一元的に行う検査システム ・保安検査時、旅客の靴に対する随時のX線検査を実施 ・刃物類その他凶器となりうる物品全てについて、航空機への持込みを禁止 等
	<p>航空機内における保安強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スカイマーシャル(航空機への警察官の警乗)の導入(平成16年12月～) ・銃弾の貫通を阻止できる強化型コックピットドアの装備を義務化
	<p>小型機に対する警戒強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍施設周上空における飛行自粛への協力を要請 ・他人を搭乗させる際には、接触検査等により、危険物の持ち込みを防止するよう指示 ・機体及び農薬の空中散布装置等の管理を徹底 ・小型航空機等の飛行計画受理時に不審者の有無等をチェック
	<p>国際的な連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際民間航空機関(ICAO)が実施する航空保安行動計画に対する積極的な資金的貢献の実施 ・ASEAN地域の航空保安の向上のための連携・協力に向けた専門家会合の開催 ・開発途上国に対する技術協力として、航空保安関係者を集めた航空保安セミナーの開催、主要空港への無償での保安検査機器の導入等の支援を実施 等
	<p>事件発生時における対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港の映像をリアルタイムで伝送可能な空港危機管理情報システムの活用による情報収集・指示 ・飛行中の航空機を迅速・的確に最寄り空港に着陸させるためのマニュアルの作成 ・必要に応じた一定空域における飛行自粛要請の実施、航空情報(ノータム)の発出 等

鉄 道	<u>駅構内における警戒強化</u> ・巡回警備の強化 ・防犯カメラによる監視の実施 ・ごみ箱の集約・撤去 ・旅客への不審物発見に係る電子掲示板・放送・ポスターによる協力要請の実施
	<u>車内における警戒強化</u> ・巡回警備の強化 ・新幹線車内における不審な手荷物の所有者確認を実施 ・運転室扉の施錠の徹底
	<u>その他</u> ・車両基地の入出場の管理、巡回警備 等 ・沿線の巡回警備 等
	<u>事件発生時における対応措置</u> ・列車の臨時停車 ・旅客の避難誘導 等
トラック	<u>巡回警備の実施</u>
	<u>不審な荷物の取扱いについて徹底</u>
バ ス	<u>大規模バスターミナル等における警戒強化</u> ・巡回警備の強化 ・ごみ箱の集約・撤去 ・旅客への不審物発見に係る放送による協力要請の実施
	<u>その他</u> ・車内への危険物持込禁止の協力要請 ・バス営業所・車庫での巡回警備の強化 ・終業後のバスのドアロックの徹底 ・屋根付きのバス停に不審物発見に係るはり紙による協力要請の実施
	<u>事件発生時における対応措置</u> ・旅客の避難誘導 等
タクシー	<u>巡回警備の実施</u>
	<u>終業後のドアロックの徹底</u>
	<u>旅客への不審物発見に係る協力要請</u>
レンタカー	<u>レンタカーを借り受けようとする者への本人確認の実施</u>
	<u>不審者についての警察への速やかな連絡の実施</u>

海上関係	<p>港湾施設における警戒強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回警備の強化、港湾施設内外の監視() ・出入管理の実施() ・制限区域の設定(フェンスの設置)、保安照明・監視カメラ等の設置() ・貨物の取扱管理の実施() ・港湾施設の保安管理者の選任() ・各国際港湾に国土交通省、海上保安庁、入管、税関等をメンバーとする「港湾保安委員会」を設置し、関係機関の連携を強化 <p>注:()は主に改正SOLAS条約に対応した国際船舶・港湾保安法による措置。</p>
	<p>旅客ターミナルにおける警戒強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回警備の強化 ・ゴミ箱の集約・撤去 ・旅客への不審物発見に係るはり紙等による協力要請の実施
	<p>船舶における警戒強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回警備の強化、船舶内外の監視() ・出入管理の実施() ・船舶警報通報装置の設置() ・貨物の取扱管理の実施() ・船舶の保安管理者の選任() ・旅客への不審物発見に係る放送・はり紙による協力要請の実施 ・不審者に小型船舶等を貸出し又は譲渡しない等、船舶管理の徹底 <p>注:()は主に改正SOLAS条約に対応した国際船舶・港湾保安法による措置。</p>
	<p>海上保安庁による警戒強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡視船艇・航空機による原子力発電所等の重点警備対象施設の警備強化 ・重点警備対象施設に対する警戒警備強化のための他の警察機関・自衛隊との連携強化 ・関係船舶に対する航行安全情報の発出 ・海事関係者等に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の提供の指導 ・東南アジア周辺海域における海賊対策のための巡視船の派遣に際し、テロにも備えた哨戒の実施 ・海上保安官による旅客船等への警乗の実施 ・港湾危機管理(担当)官等による関係機関との連携強化の推進 ・外国船舶に対する立入検査等による水際警戒 ・テロ対処部隊の即応体制の維持 ・国際船舶・港湾保安法に基づく入港に係る規制 ・巡視船艇・航空機による密航監視の強化 ・装備資機材の充実等による密航監視体制の強化、NBCテロ対応能力の向上 ・大量破壊兵器不拡散のための海上阻止訓練の実施
	<p>国際的な連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係沿岸国海上警備機関との情報交換の推進
	<p>事件発生時における対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運航の停止 ・旅客の避難誘導

道 路	巡回の強化
	高速道路等のSA・PAにおける警戒強化 ・ごみ箱の集約・撤去 ・ポスターや館内放送等による利用者への広報
河 川	巡回の強化、遠視カメラの設置等による監視体制の強化
	重要な施設等においてごみ箱の集約・撤去
	河川利用者に対する不審物等への注意喚起
国営公園	巡回の強化
工事現場	工事現場における関係者以外の立入禁止の徹底
	不審物に対する警戒
	看板を設置する等による注意喚起
登録ホテル ・旅館	宿泊者のチェック ・宿泊者名簿への正確な記入、旅券の写しの保存 ・関係行政機関から宿泊情報の提供についての要請があった場合の協力の実施
	不審者等発見のための巡回の実施
旅行業	旅行者への外務省危険情報の伝達

(連絡先)
 国土交通省危機管理室
 電話 03-5253-8111(代表)
 内線 57703~5